

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。